# 物　件　明　細　書

| 物件番号 | 4 |
|---|---|

| 参加資格等級 | |
|---|---|

## 1. 作業内訳

| 森林事務所 | 作業種 | 市町村名 | 国有林名 | 林小班 | 植栽年度 | 区域面積(ha) | 控除面積(ha) | 契約面積(ha) | 履行期間 | | 林分条件 | | 作業条件 | | | | | | | 使用材料(契約者購入) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | 開始 | 期限 | 傾斜 | 植生等の状況 | 作業形態 | 作業区分(下刈年次) | 通勤形態 | 人員輸送距離(km) | つる本数(本/ha) | 伐採数量(本/ha) | 植栽本数(本) | 品名 | 数量 |
| 谷山 | 無人ヘリによる散布 | 南さつま市 | 下り松 | 82は外 | | 26.28 | 4.48 | 21.80 | H○.○.○ | H26.7.4 | | | | | 車通勤 | 3.3 | | | | ネオニコチノイド系薬剤 | 66 |
| 小　計 | | | | | | 26.28 | 4.48 | 21.80 | H○.○.○ | H26.7.4 | | | | | | | | | | | |

【留意事項】
1. 林令は植栽年度を1年とした累積年である。
2. 傾斜区分は、31度以上:急、21～30度:中、20度以下:緩である。
3. 植生等の条件は、作業地における植生等の難易度を示すものである。
4. つる本数、伐倒本数は標準地調査による目安本数である。
5. 作業着手は事業計画書の承認が必要である。

## 2. 作業箇所位置図

別添のとおり

（案）

印紙

# 松くい虫防除事業（無人ヘリ散布）請負契約書

１．作業名　　松くい虫防除（無人ヘリによる薬剤散布作業）

２．使用機種　　ＡＹＨ－３型　（同等程度であれば他機種でも可とする）

３．散布薬剤名　　ネオニコチノイド系薬剤
　及び数量　　原液　６６リットル

４．作業箇所　　鹿児島県南さつま市加世田　下り松国有林８２は林小班外

５．作業量及び期間
（１）散布面積　　２１．８０ｈａ　（別冊、図面のとおり）
（２）散布総量　　１，３０８リットル
（３）作業期間　　自：平成　　年　　月　　日～至：平成２６年　７月　４日
（このうち、鹿児島森林管理署長が指定する期日※ただし雨天等の場合は変更あり）

５．請負金額　　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　金　　円）

６．契約保証金　　納めないこととする

上記の作業を行うため、別冊事業実施計画及び図面に基づき、発注者分任支出負担行為担当官　鹿児島森林管理署長　平沼　孝太（以下「甲」という）と請負人（以下「乙」という）は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、次の条件により頭記の請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。
この証として本書２通を作成し双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者
（甲）
鹿児島市浜町１２－１
分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長　　平沼　孝太　　印

請負人
（乙）

印

# 契　約　条　項

（総則）

第　１条　　乙は、甲から提示された事業実施計画並びに作業仕様書及び図面に基づき、第５条に定める監督員（以下「監督員」という）の指示監督により頭書の作業期間内に頭書の作業を完了するものとする。

２　　この契約に関し、乙が甲に提出する書類は、甲が指示するものを除き監督員を経由するものとする。

３　　乙は、空中散布を行う場合には、誠意をもって危害の防止に努めるものとする。

（作業予定表）

第　２条　　乙は、甲の指定する様式により、作業予定表を作成し、契約締結後７日以内に甲に提出して承認を受けるものとする。

２　　前項の書類で内容に不適当と認められるものがあるときは、協議のうえ修正するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第　３条　　乙は，この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和２８年法律第１９６号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社、信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

２　　乙がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

（１）甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。

（２）乙から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（３）甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

３　前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知又は民法第４６７条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

４　第１項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は，甲が予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（再委託の制限）

第　４条　　乙は、この事業達成のため、事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

２　　乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。

３　　乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。

（監督員）

第　５条　　甲は、乙の作業実施について監督員を定め、書面をもって乙に通知するものとする。

（現場代理人及び技術担当者）

第　６条　　乙は、現場代理人及び技術担当者を定め作業着手前に書面により甲に通知するものとする。

なお、作業期間中に交替させた場合も同様とする。

２　　現場代理人と技術担当者とは、これを兼ねることができる。

３　　現場代理人は、作業現場に常駐し、監督員の指示に従い、作業に関する一切の事項を処理しなければならない。

４　　甲は、現場代理人又は技術担当者を不適当と認めるときは、事由を明示してその交替を求めることができる。

（貸付物件及び支給材料）

第　７条　　この契約の履行に必要な土地、建物、機械器具等（以下「貸付物件」という）は、別紙明細書のとおりとする。

２　　乙は、貸付物件又は支給材料を受領したときは、借用証又は受領証を甲に提出しなければならない。

３　　乙は、貸付物件又は支給材料をこの契約の目的以外に使用してはならない。

４　　乙は、貸付物件又は支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

５　　作業が完了し、又は契約の変更、もしくは解除によって不用となった貸付物件又は、支給材料は監督員の検査を受け甲の指示に従い返還しなければならない。

（用地等の利用）

第　８条　　乙は、作業の施行にあたり小屋掛等のため国有林野又は、在来の施設を使用する必要があるときは、甲に申し出てその承認を受けなければならない。

２　　使用跡地は甲の指示に従い原状に復し、乙が設置した施設は取り除かなければならない。乙がその施設を取り除かなければならないときは、その施設の所有権は国に帰属し、乙が義務を怠ったために生じた国の損害については、

甲の定めるところにより賠償の責を負うものとする。

3　前項による用地等の使用料は無料とする。

4　乙がその使用によって甲の用地又は施設に損害を与えたときは、甲の指示に従い賠償しなければならない。

（甲側搭乗員）

第　９条　乙は、甲が作業実行上監督員又は、甲が特に指定したもの（以下「甲側搭乗員」という）を搭乗させる必要があると認めて乙に書面によりその旨を通知したときはこれに応じなければならない。

（乙の賠償責任）

第１０条　甲が乙の航空機を使用中生じた甲側搭乗員の損害に対し、乙は賠償の責を負うものとし、その限度及び範囲は次のとおりとする。

(1)　乙の航空機に搭乗中又は乗降中の甲側搭乗員の死亡又は傷害に対して、乙は搭乗者１名につき金２，３００万円を限度として賠償の責に任ずる。

(2)　乙の航空機に搭乗中又は乗降中の甲側搭乗員の身廻品及び持込品に生じた滅失、き損等の損害に対し、乙は搭乗者１名につき金１５万円を限度として賠償の責に任ずる。

（公共用のための航空機の転用）

第１１条　天災その他止むを得ない事由により公共用のため航空機を他に転用しなければならない事情が発生したときは、甲、乙協議のうえ甲は事業実行上支障がないと認めたときは、必要最小限度の期間に限り転用を承認するものとする。

2　甲は前項の承認をした場合において転用による不就航期間に相当する期間について作業期間を延長することができる。

（作業の変更、中止等）

第１２条　甲は必要があると認めたときは、作業内容を変更し、又は、作業を一時中止し、若しくは打切ることができる。

2　前項の場合において、請負金額又は作業期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議のうえ書面のよりこれを定めるものとし、この場合における請負金額については、原則として契約単価算定表によるものとする。

3　前項により契約を変更した場合は第２条の規定を準用する。

4　第１項の場合において乙に損害があるときは、甲はその損害を賠償するものとし、賠償金については、甲乙協議して定める。

（作業期間の延長）

第１３条　乙は、その責に帰すべき理由により作業期間までに完了の見込みがない場合は、遅滞なく書面により作業期間の延長を求めることができる。

2　甲は、前項の場合において事業実行上支障がないと求めるときは、作業期限を延長し、その旨書面をもって、乙に通知するものとする。この場合、乙は、違約金として延期の日数に応じ、当該作業種の請負金額に対し、年５．０％の割合による金額を甲に支払うものとする。

3　乙は、不可抗力により作業期間を延長する必要があるときは、遅滞なく甲に届出て変更契約を結ぶものとする。

（作業の完了及び検査）

第１４条　乙は、作業が完了したときはただちに完了届を甲に提出しなければならない。

２　甲は、前項の届出を受理したときは、１０日以内に乙の立会を求めて検査を行うものとする。この場合、乙が立会うことができないときは、乙は検査の結果に対し異議を申し立てることはできない。

３　検査に合格しないときは、乙は甲の指示に従い手直しのうえ検査を受けるものとする。ただし、手直しに要した期間が作業期限をこえるときは、その日数（甲が完了届を受理した日から検査を終了した日までの日数を除く）について当該作業種の請負金額に対し、年５．０％の割合による違約金を甲に支払うものとする。

（請負代金の支払）

第１５条　請負代金は検査に合格したのち適法な支払請求書を提出して支払いを受けるものとする。

２　甲は、前項の支払請求書を受理した日から３０日以内（以下「支払期間」という）に支払わなければならない。

３　甲が、支払期限までに請負代金を支払わないときは、期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、年２．９％の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、１００円未満の端数は支払いを要しない。

４　甲の責に帰する理由により、第１５条第２項の期限までに検査を行わないときは、検査期限の翌日から検査終了の日までの日数は支払期限の日数から差引くものとし、遅延日数が支払期間の日数をこえる場合は、そのこえる日数に応じ、前項の遅延利息を乙に支払うものとする。

（一般的損害）

第１６条　この契約の履行中に生じた航空機、人員その他一切の損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する事由により生じた損害についてはこの限りでない。この場合における損害の負担方法については、甲乙協議して書面により定めるものとする。

２　乙が航空機の駐留中又は運航中の事故により第三者に与えた損害に対しては甲は一切その責任を負わないものとする。ただし、前項ただし書は本項についても準用するものとする。

（飛行の準備）

第１７条　飛行に必要な運航上の諸準備及び航空法上必要とする諸手続きは、すべて乙が行うものとする。

（甲の契約解除権）

第１８条　甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙は請負金額の１０／１００に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙がこの契約について不正行為を行ったとき。

(3) 乙が正当な理由なく作業に着手しないとき。

(4) 不可抗力によらずして乙が作業を完了する見込みがないとき。

２　前項により契約を解除した場合において、作業の既済部分があるときは検

査を行い、合格した部分に対し請負代金相当額を支払うものとする。

（乙の契約解除権）

第１９条　乙は第１２条の規定による作業内容の変更又は中止のため、請負金額が１／３以上減少したときは、契約を解除することができる。

この場合請負金については前条第２項の規定を準用する。

２　前項の場合において、乙に損害があるときは、甲はこれを賠償するものとし、賠償額は、甲乙協議して定める。

（不可抗力による契約解除）

第２０条　不可抗力により作業を完了する見込みがないときは、甲乙協議して契約を解除することができる。この場合、請負代金については第１８条第２項の規定を準用する。

（危険負担）

第２１条　検査終了前に生じた作業上の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき損害についてはこの限りでない。

２　不可抗力による損害で乙が善良な管理者の注意を怠らなかった場合は、甲乙協議して損害額の負担を定めることができる。

（災害の防止）

第２２条　乙は、災害防止のため必要があるときは、状況に応じ、臨機の措置を行い、その旨すみやかに監督員に通知しなければならない。

２　監督員は災害防止、その他緊急止むを得ない場合は乙に対して臨機の措置を行うことを求めることができる。

３　第１項又は前項の措置に要した費用の負担については甲乙協議して定める。

（乙の報告義務）

第２３条　甲が作業に関する報告を求めるときは、乙はただちにこれに応じなければならない。

（債権、債務の相殺）

第２４条　この契約により、乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、甲の支払うべき債務と相殺することができる。

（紛争の解決）

第２５条　この契約について、紛争を生じたときは、第三者の斡旋により解決するものとする。

（暴力団排除に関する特別条項）

第２６条　別紙のとおりとする。

（契約外の事項）

第２７条　この契約書に定められていない事項については必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

別紙

物件番号　４号

# 仕様書

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 作業名 | 松くい虫防除事業<br>無人ヘリコプターによる薬剤散布作業 |
| 2 | 使用機種 | AYH-3型（ただし、同程度であれば他機種でも可とする） |
| 3 | 作業箇所等 | 南さつま市　下り松国有林８２は林小班外（別添、図面参照） |
| 4 | 散布面積 | ２１．８０HA |
| 5 | 散布薬剤名 | ネオニコチノイド系薬剤 |
| 6 | 希釈倍数 | ２０倍<br>※薬剤散布区域近郊において養蜂業を営んでいるため蜂毒性の最も低い薬物を使用する。 |
| 7 | 散布総量 | １，３０８リットル |
| 8 | 散布回数 | ２回 |
| 9 | 散布期日 | 契約締結の翌日より平成２６年　６月２０日までのうち<br>鹿児島森林管理署長が指定する期日<br>（ただし、雨天等の場合は変更有り） |
| 10 | その他 | 「松くい虫防除（無人ヘリ散布）作業仕様書」のとおり |

２６鹿管第　　号
契約の別冊

# 松くい虫防除（無人ヘリ散布）作業仕様書

１．作業実施に当たっては、対象松林の梢端が見える場所で散布することとし、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。
　ただし、気象条件に対する飛行条件については、関係者等と協議して決定すること。

２．本作業仕様書及び図面に対し質疑があるときは、監督職員の指示によること。

３．無人ヘリの諸作業は、農薬取締法その他関係諸法令並びに農林水産省が定める「空中散布等の基準」の定めるところに従うこと。

４．各箇所におけるヘリポートの設営は、ヘリの離着陸に必要な条件をみたすように飛行開始までに乙において実施することとし、ヘリポートの設営状況において甲に連絡し、甲は必要に応じ担当者を派遣し、その可否について調査する。

５．旗やUFO風船等による標識類、離着陸に必要な準備は、甲と協議しながら、乙において作業日までに行うこと。

６．乙は、散布区域の周囲及び架線等の障害物について、旗等の標識や図面により事前に確認しておくこと。

７．薬剤の散布に当たっては、以下に留意すること。
（１）散布日時は、事業実施計画に基づき実施することとるすが、事前に必要事項等について関係者を含めた十分な打ち合わせを行うこと。
（２）機種、散布装置は、農林水産航空協会の定期整備検査に合格したもので、必ず使用年度の定期検査証を貼付したものを使用すること。
（３）気流の安定した時間帯に散布飛行を行うものとし、地上１．５ｍの位置における風速が３ｍ／秒を越えるときは散布を行わないものとする。
（４）風向・風速に注意して、散布場所以外に農薬が飛散しないように努め、場合によっては飛行コースや飛行高度、飛行速度を変更するなどの飛散防止対策を行うこと。
（５）オペレーターや作業者などは必ず風上側に位置すること。
（６）降雨中、降雨直後及び散布後まもなく雨が予想されるときは散布薬剤が松枝に定着しにくく、また、霧の時は散布区域の誤認等による危被害発生の恐れがあるので散布は行わないものとする。
（７）散布は林縁まで均等にまきむらのないように散布すること。
（８）機体等の洗浄は、洗浄水等が河川等に流入しない場所で行うこと。

８．散布による危被害等が発生した場合、または、恐れのあると考えられた場合は、速やかに監督職員等へ報告して指示を受けること。

９．飛行記録は乙においてその都度記録し、散布終了後甲に提出すること。

１０．散布等の基準は、以下のとおりとする。
（１）飛行速度は、平均時速１０ｋｍ～２０ｋｍとする。
（２）散布飛行高度は、松林の梢端から３ｍ～４ｍの間とする。

（３）飛行間隔は、５ｍ～７．５ｍとする。

１１．散布薬剤の種類、数量、希釈倍数、散布回数等は、別紙「事業実施計画書」のとおりとする。

１２．薬剤の保管、取扱い及び危被害防止については、以下に留意すること。
（１）毒劇物に指定された薬剤については、毒物劇物取締法の規定を遵守すること。
（２）薬剤に記載される注意書きは遵守することとし、他の薬剤と混合しないこと。
（３）薬剤は、密閉して下記のない倉庫等に厳重に保管すること。
（４）薬剤を取り扱う作業者、積込従事者等は、皮膚の露出部を少なくするとともに、防汚衣及び保護具等を着用すること。
（５）皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔、手足等の露出部を石けんでよく洗うとともにうがいをすること。
（６）作業終了後は、防汚衣及び保護具等も含めて、よく洗浄等を行うこと。
（７）薬剤の運搬に当たっては、紛失を防止するため、積み下ろしの都度数量の確認をすること。
（８）薬剤の運搬は、当日散布可能な数量のみとし、残量が生じたとしても林内に放置することなく所定の場所へ保管すること。
（９）薬剤の希釈、積込中に河川、用水路等に流入しないよう注意すること。
（10）人家、桑畑等の危被害対象物の付近で散布するときは、薬剤の飛散状況を常にチェックし、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意するとともに、人や家畜類等近寄らせないように注意すること。
（11）薬剤の希釈、積込に使用した器具等は、作業終了の都度水洗いすること。
この場合の水洗い場所は、河川、用水路等では行わないこと。
（12）使用済みの薬剤の容器は、林内に放置、または河川等被害を及ぼすおそれのある場所等に投棄することなく、当日の使用量を確認して保管し、監督職員の検認を受けてから処分すること。

１３．作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。

１４．作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。

１５．作業が終了したときは、監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。

１６．仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、乙の負担において行うこと。

１７．その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

# 平成２６年度
# 松くい虫特別防除事業
# 無人ヘリ散布　　位置図

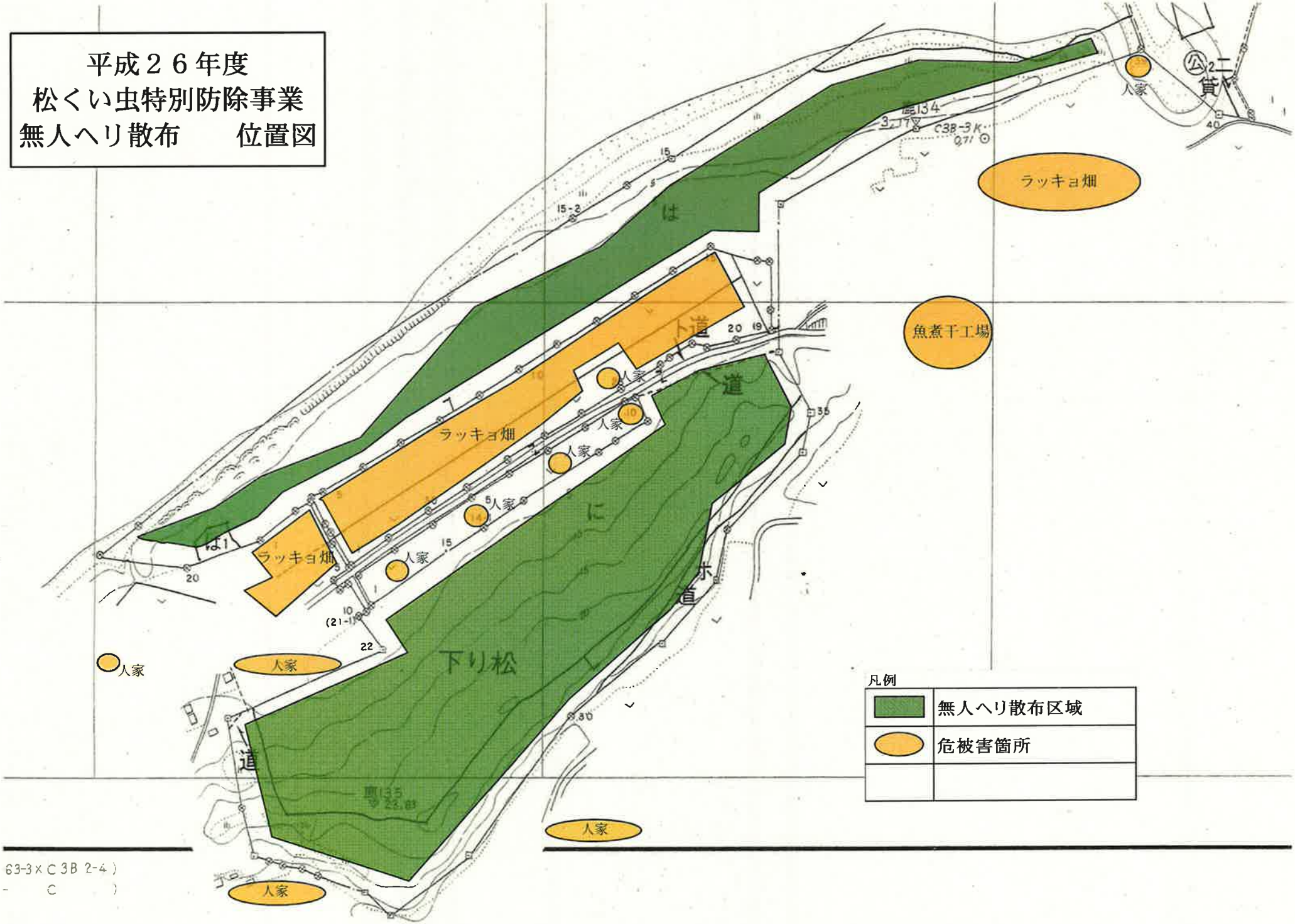

（別紙様式１）

| 申請物件番号 | 号 物 件 |
|---|---|

# 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長　平沼　孝太　殿

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

平成　年　月　日付けで入札公告のありました　　事業に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１．入札公告の記の３（４）アに定める全省庁統一資格の資格確認通知書の写し

２．※入札公告の記の３（４）イに定める林業労働力の確保の促進に関する法律第５条第１項に基づく都道府県知事からの認定を証明する書類の写し

３．入札公告の記の３（４）ウに定める事業実績を記載した書面
「別紙様式２」及び関係必要書類

４．入札公告の記の３（４）エに定める配置予定の技術者（現場代理人）の資格等を記載した書面　「別紙様式３」及び関係必要書類

５．※入札公告の記の３（４）オに定める協定書の写し

６．※入札公告の記の２（８）に定める配置予定の技能者の資格等を記載した書面
「別紙様式４」及び関係必要書類

注１：２※は、認定を受けている場合のみ提出
注２：５※は、共同事業体を結成し入札に参加しようとする場合のみ提出
注３：６※は、技能者が必要な場合にのみ提出５．※入札公告の記の２（８）に定める

（備考）１　用紙の大きさは日本工業規格Ａ列４とする。
２　返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式２

# 同　種　の　事　業　の　実　績（　松くい虫防除事業　）

商号又は名称：

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事業名称等 | 事　　業　　名 | | | |
| | 発　注　機　関　名 | | | |
| | 履　行　場　所<br>（都道府県名・市町村名） | | | |
| | 実　績　数　量（ｈａ） | | | |
| | 契　約　金　額（万円） | | | |
| | 履　行　期　間 | 平成　年　月　～　平成　年　月 | 平成　年　月　～　平成　年　月 | 平成　年　月　～　平成　年　月 |
| 事業の概要等 | 事　業　の　内　容 | | | |
| | 事業の履行条件その他 | | | |

（備考）１　入札公告の記の２（６）に定める実績を有していることを証明できる内容を記入すること。
２　公告において明示した参加資格が的確に判断できる具体的項目を記入すること。
３　事業名は「地拵」「植付」「下刈」などの具体的事業名を記入すること。
４　事業実績が複数以上を必要とする場合は、適宜追加して記載すること。
５　記載する事業が「国有林野事業特別会計の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成２０年３月３１日付け林国業第２４４号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けた事業である場合は、評定点を証明する書類を添付すること。

別紙様式３

# 配置予定の技術者（現場代理人）の資格等（松くい虫防除事業）

商号又は名称：

| 項目＼氏名 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 会社名 | | | | | | |
| 雇用の形態 | | | | | | |
| 雇用の開始時期 | | | | | | |
| 事業経験等 | 事業名 | | | | | |
| | 発注機関名 | | | | | |
| | 事業場所<br>（都道府県名・市町村名） | | | | | |
| | 従事期間 | 平成　年　月 ～<br>平成　年　月 | 平成　年　月 ～<br>平成　年　月 | 平成　年　月 ～<br>平成　年　月 | 平成　年　月 ～<br>平成　年　月 | 平成　年　月 ～<br>平成　年　月 |

（備考）１　入札公告の記の２（７）に定める実績を有していることを証明できる内容を記入すること。
２　上記1の経歴等を証明する履歴書、経歴等の写しを添付すること。
３　国有林野事業造林事業請負契約約款及び標準仕様書、作業仕様書等を履行できる技術者（現場代理人）であること。
４　公告において明示した参加資格が判断できる必要最小限の具体的項目を記入すること。

別紙様式4

# 従事予定の技能者等の状況（薬剤散布ヘリ用）

| 氏　　名 | 資格・受講の有無 | | | | | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 種類 | 専業用操縦士（回転翼操縦） | 運行管理者 | ［無人ヘリ］高所飛行技能認定者 | ［無人ヘリ］高所作業車技能講習者 | 資格の種類 | 航空機使用事業許可証 | 農林水産省航空事業技術確認証 | ［無人ヘリ］ ヘリ及び散布装置の定期点検済の証 | |
| | 区分 | | | | | 証明書の写し | | | | |
| | 講習等 | 免許 | | | | | | | | |
| | 法令等 | | | | | | | | | |
| | 関係規程等 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

備考
1　作業内容に応じて法令上必要とされる資格等について記載する。
2 「資格・受講の有無」欄には、従事予定技能者が取得している資格・受講の有無について、該当欄にまる印を記載すること。また、事業の実施に際して必要な資格を持っている場合は、空欄にその資格を記載し、〇印を記載すること。
3　備考欄にはそれぞれの専門的技術についての取得年月日又は、受講年月日を記載する。
4　経歴等を証明する免許証等の写し等を添付すること。
5　［無人ヘリ］欄は、無人ヘリ散布のみ記載すること。
注）法＝労働安全衛生法、則＝労働安全衛生規則、告示＝厚生労働省告示、基発＝労働基準局長通達